回覧

交通安全だより

No. 132

新発田市・聖籠町・新発田地区交通安全連絡協議会・(一財)新発田地区交通安全協会

交通安全スローガン　未来へとどけ! 願いのかけはし 交通安全

【事故ゼロ】を目指して!!





協会スローガン

『マナーアップしばた』



交通事故は「同じ時間・同じ場所で・お互いがミス」をすると発生します。
どちらか一方が注意をすれば、事故を防ぐことができます。

この交通安全だよりは皆様の会費で作られています。　(一財) 新発田地区交通安全協会　☎0254-26-3111

交通事故ゼロを目指して
～今日も一日交通安全～



聖籠町長　手嶋　満

新発田地区交通安全協会の皆様におかれましては、日頃より地域に根ざした交通安全運動にご尽力を賜っておりますことに、心より感謝申し上げます。

このたび聖籠町長に就任しました手嶋満と申します。前町政から引き続き、町民誰もが安全で安心に暮らせる町づくりを実現するため、町政運営に誠心誠意努めてまいる所存です。その実現には、交通安全への取組が非常に重要であると考えております。町交通安全指導員や新発田地区交通安全協会の皆様など関係団体と連携し、交通安全事業に継続して取り組んでまいります。

早いもので今年も残すところあと僅かになりました。今年は、令和８年熊本地震や豪雨災害など、全国各地で災害が相次ぎました。この度の災害で被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

さて、令和８年の新発田地区における交通事故の発生状況でありますが、８月末時点で、交通事故件数及び負傷者数は昨年と比較して大きく増加しております。幸いにも死亡事故は発生しておりませんが、交通事故の発生件数が過去最少となった昨年と比べて、一転して増加傾向にあることは、憂慮すべき事態であると認識しております。原因別に見ると、前方不注意による交通事故が昨年と比べて突出しています。スマートフォンを使用した「ながら運転」や「脇見運転」など、私たち自身もその危険性を再認識し、安全運転に努めていくことが重要だと考えております。

今年は道路交通法の改正により、交通ルールが大きく変わった年でありました。４月１日には、自転車利用者に対して「交通反則通告制度」、いわゆる「青切符制度」の適用が始まりました。また、９月１日には、生活道路における法定速度が、従来の時速60㎞から時速30㎞に引き下げられたところです。

交通ルールが大きく変わる中で、交通事故ゼロを目指すためには、関係団体が連携して交通ルールの周知や啓発活動に取り組むだけでなく、一人ひとりが、事故を起こさないといった強い心がけのもと、交通ルールを遵守することが重要となります。

皆様には引き続き、交通安全運動へのご尽力とご協力をいただきまして、共に交通事故ゼロの実現を目指していきましょう。

最後になりますが、新発田地区の皆様が希望に満ちた新年を迎えられますようご祈念申し上げ、年末の挨拶とさせていただきます。

交通安全協会の【会員加入】のお願い

新発田地区交通安全協会は、運転免許証更新時の運転免許会員様のご厚志による会費で活動しております。

免許更新の際、　**５年更新の方は　2,000円**　**３年更新の方は　1,500円**

をご協力いただき、
皆様が「**安全で安心**」して通行することができる地域内交通を実現するため
・【歩行者の保護活動】　・【高齢者の事故防止活動】
・【妨害運転の防止活動】　・【飲酒運転の根絶活動】
・【各種交通安全教室の開催】
等のために有効活用させていただいております。
今後とも、皆様のご理解あるご協力をお願い申し上げます。

交通安全講話の受付け【安全は、全てに優先します】

協会では、地域の交通事故防止を目的として「事業所様」・「地域の方々の皆様」を対象として、交通安全講話の受付けを行っております。
○　事業所様～職員の皆様・**外国人技能研修生**の皆様を対象としています。
○　地域の皆様方～地域内の皆様方を対象としています。
交通事故防止のためにお申し込みをお待ちしております。

交通安全講話の状況

事業所の皆様に対する交通安全講話



地域の皆様に対する交通安全講話





令和8年9月末現在～ 新潟県・新発田警察署管内交通事故発生状況 （一財）新発田地区交通安全協会

1 新潟県内の事故発生状況
交通事故発生状況

全事故								
発生件数			死者数			傷者数		
本年	前年	増減率(%)	本年	前年	増減率(%)	本年	前年	増減率(%)
1,712	1,754	-2.4	34	39	-12.8	1,923	1,985	-3.1

2 新発田警察署管内の事故発生状況
交通事故発生状況（地域別）

全事故						
区分	発生件数		死者数		傷者数	
年別／地区別	本年	前年	本年	前年	本年	前年
新発田市	78	47	0	0	85	55
聖籠町	11	7	0	1	13	8
胎内市	14	9	0	1	17	9
合計	103	63	0	2	115	72



3 交通事故発生状況詳細

年別／区分	発生件数			死者数			傷者数		
	本年	前年	増減率(%)	本年	前年	増減率(%)	本年	前年	増減率(%)
(1)事故当事者別									
高齢者事故	47	38	+23.7	0	2	-100.0	20	19	+5.3
子ども事故	8	4	+100.0	0	0	ー	8	4	+100.0
歩行者事故	14	15	-6.7	0	0	ー	14	15	-6.7
(2)発生場所別									
交差点内	48	34	+41.2	0	2	-100.0	52	38	+36.8
交差点付近	19	9	+111.1	0	0	ー	23	10	+130.0
歩行者横断	4	8	-50.0	0	0	ー	4	8	-50.0
(3)第1当事者の原因別									
信号無視	4	5	-20.0	0	0	ー	4	7	-42.9
歩行者妨害	3	7	-57.1	0	0	ー	3	7	-57.1
一時不停止	17	10	+70.0	0	1	-100.0	20	12	+66.7
前方不注意	34	9	+277.8	0	0	ー	39	12	+225.0
飲酒	4	1	+300.0	0	0	ー	5	1	+400.0
(4)事故類型別									
人対車両	14	15	-6.7	0	0	ー	14	15	-6.7
自転車対車両	10	2	+400.0	0	0	ー	10	2	+400.0
※ 車両相互	79	44	+79.5	0	2	-100.0	91	53	+71.7
（※内数～追突）	31	15	+106.7	0	0	ー	37	20	+85.0
（※内数～出会い頭）	31	19	+63.2	0	2	-100.0	35	22	+59.1

各支部の皆さんによる交通安全活動

豊浦支部



夏の交通事故防止運動 街頭指導所

五十公野支部



夏の交通事故防止運動 広報車による街頭広報

紫雲寺支部



秋の全国交通安全運動 チビッコ交機隊員の活動



秋の全国交通安全運動 街頭指導所

【令和8年秋 表彰伝達式】の開催



受賞者の皆様

【交通安全宣言】の提出



聖籠町「二十歳を祝う会」



北新潟農業協同組合

交通安全協会は、地域の安全を守るため、様々な活動をしています

秋の全国交通安全運動

新発田市



出発式の状況



街頭指導所の状況

聖籠町



出発式の状況



街頭所指導所の状況

【令和8年度 安全運転実践運動モデル事業所指定式】の開催



指定式の状況



モデル事業所に対する「指定書」の交付



モデル事業所代表による「推進宣言」

お知らせ
令和9年春 優秀運転者表彰の申請について

◎受付期間　令和8年12月1日（火）～12月11日（金）までの間

優秀運転者表彰申請書提出の留意事項

1 表彰の種別

優秀運転者表彰は、県警察本部長と県交通安全協会長が連名で行う表彰で、運転経歴により「50年表彰」・「40年表彰」・「30年表彰」・「20年表彰」があります。

2 申請者の資格・要件

表彰を申請するには、申請しようとする各表彰種別の年数以上の運転経歴を有し、かつ、継続して交通事故及び交通法令違反がない運転者であって、具体的には次の要件を満たすことが必要です。

（１）「50年表彰は40年表彰」を、「40年表彰は30年表彰」を、「30年表彰は20年表彰」を、「20年表彰は10年表彰（署長連名表彰）」をそれぞれ受賞していること。

（２）上記表彰は、受賞歴がなくても申請できますが、申請に相応する期間以上継続して無事故・無違反の場合に限ります。

（３）受賞歴のある方については、「過去10年以上の間、継続して交通事故及び交通法令違反がなく、かつ、前回受賞日から今回受賞予定日まで10年以上経過していること。」が条件となります。
ただし、(2) の受賞者の受賞後、経過期間は10年未満でも可能です。

3 添付書類

（１）受賞歴のある方は、「無事故・無違反証明書（10年以上）」（令和8年9月1日以降発行の証明書とする）を添付してください。

（２）受賞歴のない方は、申請に相応する期間以上の「無事故・無違反証明書（10年以上）」（令和8年9月1日以降発行の証明書とする）を添付してください。

4 期間の計算等

交通事故や交通法令違反で、行政処分を受けた場合の運転経歴の起算日は、処分が終わった翌日となります。

5 申請書記載上の留意点

（１）申請書の記載に当たっては、運転免許証のとおり正確に記入してください。特に、**「氏名」・「免許証の番号」・「交付年月日」・「有効年月日」**をはっきりと記載してください。

（２）申請書は、**必ず本人が「署名」・「押印」**してください。（押印省略可）

（３）提出先は、それぞれの住所地の地区交通安全協会事務局（新発田地区交通安全協会事務局）です。提出前に記載に誤りがないか点検を行います。

（４）申請書欄外の委任状は、新発田地区交通安全協会事務局が無事故無違反証明書・運転経歴証明書を自動車安全運転センターへ代理申請を行う場合の委任状です。

※交通安全協会の会員になっていただいている方の「無事故無違反証明書」の交付手数料は、当協会が負担いたします。

編集後記

「???交通事故は、なぜ起きるの???」

交通事故は、同じ時間・同じ場所において、お互いの当事者が何らかのミスをした場合に発生します。例えば、同時に２台の車が左右の見とおしが良い十字路交差点にさしかかったとします。片方の運転手さん側は「優先道路」、もう片方の運転手さん側には「一時停止」の規制があるとします。

優先道路を進行している運転手さんは相手車両を認め「相手方には一時停止の規制がある。私の方は優先道路だから、そのまま交差点を直進することができる」という考え。一時停止の規制がある運転手さんは、交差点を直進するに際し、前方の交差点に向かって来る相手車両を認めたにもかかわらず「交差点手前で一時停止しなくても、私の方が相手の車より先に交差点を直進することができる」と考え、一時停止をすることなくそのまま交差点内に進入したとします。後は、皆様が想像されたとおりの結果となってしまいます。

事故は、同じ時間・同じ場所でお互いがミスをすると発生します。どちらか一方の運転手さんが注意をすれば、ある程度の事故は防ぐことができます。優先道路を進行の運転手さんは、「相手の車は、ひょっとしたら交差点の手前で止まらないかもしれない」一時停止の規制がある運転手さんは、交通ルールを守り、交差点手前で一時停止をして左右の安全を確認すれば事故の発生を防ぐことができます。

間もなく年末、慌ただしくなる時期を迎えます。この時期だからこそ、車を運転する際は、マナーを守って車の運転をしていただきたいのです。「交通事故にあわない」・「交通事故を起こさない」を合言葉として、事故のない年末・年始をお迎えください。

（安全太郎）

編集発行人／櫻井賢七　印刷所／株式会社 福島印刷